

構想委員会の検討体制とスケジュール

2023年1月

内閣府 知的財産戦略推進事務局

知的財産戦略の推進に関する体制

知的財産戦略本部 (知的財産基本法第24条に基づき2003年に設置)

(本部長: 内閣総理大臣、副本部長: 内閣官房長官、知的財産戦略担当大臣(※1)、文部科学大臣、経済産業大臣
その他の全閣僚及び民間有識者(10名)で構成)

知的財産推進計画を毎年度策定(知的財産基本法第23条)

策定

事務局

推進計画素案等のとりまとめ

知的財産推進計画

知的財産基本法に基づき、知的財産戦略本部が決定する政府全体の推進計画。2003年から2020年まで毎年策定している。

総合調整
・実行



知的財産戦略推進事務局
Cabinet Office, Government of Japan

知的財産戦略推進事務局

知的財産(※2)の創造、保護及び活用の推進を図るための基本的な政策に関する企画・立案及び総合調整。(内閣府設置法第4条第1項第6号)

事務局

構想委員会 (民間有識者で構成)

- ①「知的財産戦略ビジョン」に掲げた「価値デザイン社会」実現のための中長期の方向性及び具体的施策の構想
- ②各種施策の実施状況の検証・評価
- ③毎年度の知的財産推進計画の素案とりまとめ

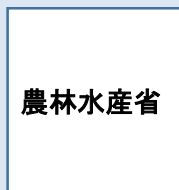
実行



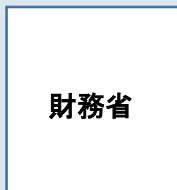
産業財産権(特許、商標、意匠など)標準化
コンテンツ振興



著作権
文化芸術振興
産学連携



育成者権
地理的表示



水際措置



訴訟制度



放送・通信



取締

....

(※1)知的財産戦略担当大臣

<内閣府設置法第9条に基づく特命担当大臣>

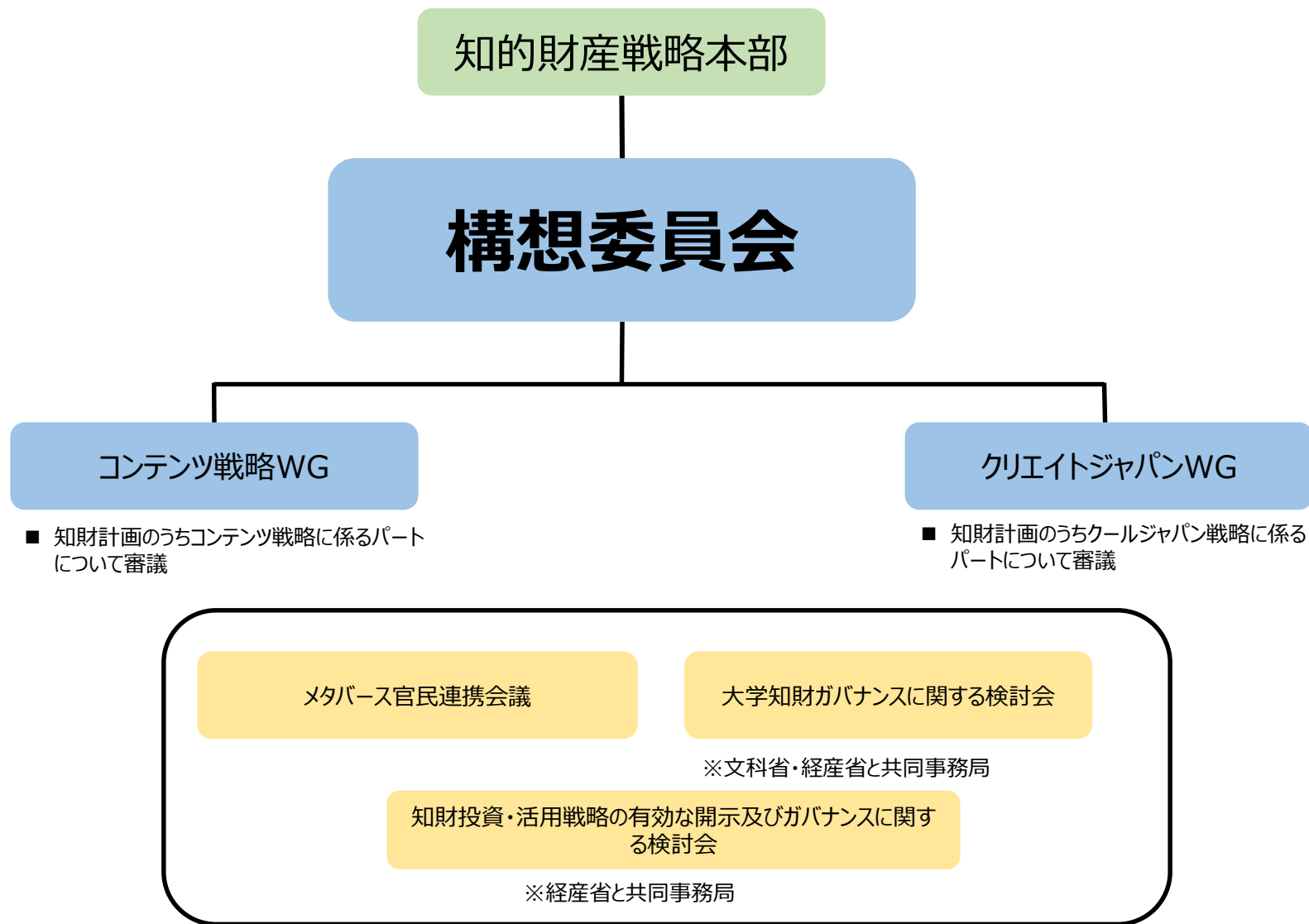
・知的財産の創造、保護及び活用の推進を図るための基本的な政策に関する事項

(※2)「知的財産」:①人間の創造的活動により生み出されるもの(発明、意匠、著作物、植物の新品種等)、

②事業活動に用いられる表示(商標等)、③事業活動に有用な技術上又は営業上の情報(営業秘密等)。

(知的財産基本法第2条第1項)

1. 検討体制



2. 検討スケジュール

○第1回構想委員会（1月20日（金））

- ・「知的財産推進計画2022」の進捗状況について

○第2回構想委員会（3月上旬）

- ・「知的財産推進計画2023」に向けた検討

○第3回構想委員会（4月中旬）

- ・各WGの検討状況
- ・「知的財産推進計画2023」ドラフト
- ・「大学知財ガバナンスガイドライン」策定の報告
- ・「知財・無形資産ガイドライン」改訂の報告

○第4回構想委員会（5月中旬）

- ・「知的財産推進計画2023」（案）